

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「第三十条」を「第二十九条の二」に、「第四十七条の二」を「第四十七条の二の三」に改める。

第二条に次の一号を加える。

七 賃金 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

(均等な待遇の確保)

第三条の二 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受ける場合においては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇の確保が図られるべきものとする。

第七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同一の法人集団（一の法人及び当該法人の子法人（法人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該法人がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものをいう。）の集団をいう。以下同じ。）に属する法人は、同一の法人とみなす。

第十条第三項中「とき」の下に「又は申請者が第二十四条の五第一項の規定に違反していると認めるとき」を加え、同条第五項中「及び第七条第二項」を「並びに第七条第二項及び第三項」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（事業運営の状況に関する情報の公開）

第二十三条の二 派遣元事業主は、派遣労働者になろうとする者及び労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が派遣元事業主を適切に選択することができるよう、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る次に掲げる事項を公開しなければならない。

一 派遣労働者の数

二 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

- 三 労働者派遣をすることを約した契約の件数及び厚生労働省令で定める労働者派遣の期間別の内訳
- 四 派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項
- 五 派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に関する事項として厚生労働省令で定める事項

六 厚生労働省令で定めるところにより算出した派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に占める派遣労働者の賃金の額の割合

七 派遣労働者に対して行つた教育訓練の実績

八 その他厚生労働省令で定める事項

第二十四条の四の次に次の一条を加える。

(一の派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十四条の五 派遣元事業主は、第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除き、各事業年度

(その期間が一年を超える場合には当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間、事業年度が設けられていない場合には各年)において、労働者派遣の役務について厚生労働省令で定めるところ

により計算した量に関し、一の派遣先（派遣元事業主の雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。次章第四節を除き、以下同じ。）に対して提供する労働者派遣の役務に係る量がすべての派遣先に対して提供する労働者派遣の役務に係る量の五分の四を超えないようにしなければならない。

2 前項の規定の適用については、同一の法人集団に属する法人は、同一の法人とみなす。

第三章第二節中第三十条の前に次の一条を加える。

（二月以内の期間の定めのある雇用契約の禁止）

第二十九条の二 派遣労働者に係る雇用契約は、期間の定めのないもの又は二月を超える期間の定めのあるものでなければならない。

2 派遣労働者に係る雇用契約であつて、二月以内の期間の定めのあるものは、二月に一日を加えた期間の定めのあるものとみなす。

第三十一条中「その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第四節を除き、以下「派遣先」という。）」を「派遣先」に改める。

第三十四条第一項中第三号を第十号とし、第二号の次に次の七号を加える。

三 当該派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に関する事項として厚生労働省令で定める事項

五 厚生労働省令で定めるところにより算出した当該労働者派遣に係る派遣労働者一人当たりの労働者派遣に関する料金の額に占める当該派遣労働者の賃金の額の割合

六 健康保険法による健康保険の適用に関する事項並びにその適用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

七 労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険の適用に関する事項及びその適用がある場合には当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

八 厚生年金保険法による厚生年金の適用に関する事項並びにその適用がある場合には当該派遣労働者及び当該派遣元事業主の負担に係る保険料及び掛金（同法第四百四十条第二項の規定により負担する徴収金を含む。第四十条の八第三号において同じ。）に関する事項として厚生労働省令で定める事項

九 雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項並びにその適用がある場合には当該派遣労働者及び

当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

第三十五条中第三号を第九号とし、第二号の次に次の六号を加える。

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が健康保険法第四条に規定する健康保険組合の組合員である場合

には、当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険の適用がある

場合には、当該派遣元事業主の負担に係る保険料に関する事項として厚生労働省令で定める事項

六 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第十七条第一項

（育児・介護休業法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により育児・介護休業法

第十七条第一項の制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合には、その旨

七 当該労働者派遣に係る派遣労働者について育児・介護休業法第十九条第一項（育児・介護休業法第

二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により午後十時から午前五時までの間において労働させてはならない場合には、その旨

八 当該労働者派遣の期間中に当該派遣元事業主において実施する予定の派遣労働者に対する教育訓練の時期及び内容

第三十五条に次の一項を加える。

2 派遣元事業主は、前項の規定により派遣先に通知した事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び当該変更があつた事項を当該派遣先に通知しなければならない。

第三十八条中「第三号」を「第十号」に改める。

第三十九条の見出しを「（労働者派遣契約の遵守等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、次に掲げる行為その他の労働者派遣契約の定め反する行為をしてはならない。

一 労働者派遣契約において当該労働者派遣契約に定められた派遣就業をする日（以下「就業日」とい

う。) 以外の日に派遣就業をさせることができる旨が定められていないにもかかわらず、就業日以外の日

二 労働者派遣契約において就業日以外の日

三 労働者派遣契約において当該労働者派遣契約に定められた派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間(以下「就業時間」という。)を延長することができる旨が定められていないにもかかわらず、就業時間を延長すること。

四 労働者派遣契約において就業時間を延長することができる旨が定められている場合に、当該延長することができる時間数を超えて就業時間を延長すること。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(労働組合等に対する通知)

第三十九条の二 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けるときは、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働



組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 第二十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びにその内容の差異に応じた派遣労働者の人数

二 派遣元事業主の氏名又は名称

三 当該労働者派遣に関する料金の額

四 当該労働者派遣に係る派遣労働者の賃金に関する事項として厚生労働省令で定める事項

五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に対する健康保険法による健康保険、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険、厚生年金保険法による厚生年金及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項

六 その他厚生労働省令で定める事項

第四十条の二第一項第三号中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削り、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)」を「育児・介護休業法」

に改め、同項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児・介護休業法」に改める。

第四十条の五の次に次の七条を加える。

（時間外労働及び深夜業の制限）

第四十条の六 派遣先は、第三十五条第一項の規定により同項第六号に掲げる事項の通知を受けた場合には、当該事項に係る派遣労働者の就業時間を育児・介護休業法第十七条第一項の制限時間を超えて延長してはならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定により同項第七号に掲げる事項の通知を受けた場合には、当該事項に係る派遣労働者に午後十時から午前五時までの間において派遣就業をさせてはならない。

（未払賃金に関する責任）

第四十条の七 派遣先（派遣先であつた者を含む。以下この条及び次条において同じ。）及びその地位を相続、合併又は分割により承継した者は、当該派遣先の指揮命令の下に労働させた派遣労働者に関し、当該労働者派遣に係る派遣元事業主（派遣元事業主であつた者を含む。以下この条及び次条において同

じ。)が賃金(当該派遣先の指揮命令の下での労働に係るものに限る。以下この条において同じ。)を支払期日の経過後なお支払っていないときは、当該派遣元事業主と連帯して、当該賃金を支払う責任を負う。ただし、当該賃金について、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第七条の規定により立替払が行われるべき場合には、その価額の限度において、当該派遣先及びその地位を相続、合併又は分割により承継した者は、当該賃金の支払の責めを免れる。

(健康保険の保険料等に関する責任)

第四十条の八 派遣先及びその地位を相続、合併又は分割により承継した者は、当該派遣先の指揮命令の下に労働させた派遣労働者に関し、派遣元事業主が法令に違反して次に掲げる保険料等(当該派遣先の指揮命令の下に労働させた期間に係るものに限る。以下この条において同じ。)を納付しないときは、当該派遣元事業主と連帯して、当該保険料等及びこれに係る延滞金を納付する責任を負う。

- 一 健康保険法の規定により事業主として負担する健康保険の保険料
- 二 厚生年金保険法の規定により事業主として負担する厚生年金保険の保険料
- 三 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の加入員を使用する事業主として負担する掛金のうち、

同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率に係る部分として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

四 労働保険の保険料の徴収に関する法律の規定により事業主として負担する労働保険料

(派遣労働者に対する安全衛生教育)

第四十条の九 派遣先は、派遣労働者を受け入れたときは、当該派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(定期健康診断等の代行)

第四十条の十 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対して派遣元事業主が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定に違反して健康診断を行っていない場合において、当該派遣労働者から同項の規定により当該派遣先が行う健康診断を受けることを希望する旨の申出があつたときは、当該健康診断を受けさせなければならない。この場合において、当該派遣先は、当該派遣元事業主に対し、当該派遣労働者に対する健康診断に要した費用を請求することができる。

(労働者災害補償保険の保険給付の請求に係る便宜の供与)

第四十条の十一 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者等が業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障がい又は死亡に関して労働者災害補償保険法に基づく保険給付を請求する場合においてその請求を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与しなければならない。

(派遣元事業主に対する個人情報提供の要求の制限)

第四十条の十二 派遣先は、第三十五条第一項各号に掲げる事項を除き、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の個人情報であつて当該派遣労働者の業務遂行能力に関しないものを提供することを、派遣元事業主に対し求めてはならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第四十一条第一号口中「第三十九条」を「第三十九条第二項」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

4 派遣元事業主は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた事項に係る派遣労働者に、第一項第二号及び第三号に掲げる事項について確認を求めなければならない。

第四十三条中「第三十九条」の下に「、第四十条の九及び第四十条の十一」を加える。

第四十四条第一項中「及び第六十九条」を、「第六十九条及び第三百三十六条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「賃金の減額その他不利益な取扱い」とあるのは、「不利益な取扱い」とする。

第四十五条第一項中「(昭和四十七年法律第五十七号)」を削る。

第四十七条の二中「(昭和四十七年法律第百十三号)」の下に「第六条(第一号中労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。))及び教育訓練に係る部分に限る。」、第八条、「を」、「において」の下に「、同法第八条中「前三条」とあるのは「第六条(第一号中労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。))及び教育訓練に係る部分に限る。」「と」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

(育児・介護休業法の適用に関する特例)

第四十七条の二の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働

者に係る事業主とみなして、育児・介護休業法第十条（育児・介護休業法第十六条及び第十六条の四において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、育児・介護休業法第十条中「解雇その他不利益な取扱い」とあるのは、「不利益な取扱い」とする。

（労働組合法の適用に関する特例）

第四十七条の二の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する使用者とみなして、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第七条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第五十九条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 情を知つて、第四条第一項の規定に違反して労働者派遣事業を行う者から、同項各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣の役務の提供を受けた者

第五十九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 情を知つて、第五条第一項の許可を受けないで一般労働者派遣事業を行う者又は偽りその他不

正の行為により同項の許可若しくは第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者から労働者派遣の役務の提供を受けた者

第六十条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 情を知つて、第十六条第一項に規定する届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行う者から労働者派遣の役務の提供を受けた者

第六十二条中「第五十八条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても、」を「」に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第五十八条 二十万円以上三億円以下の罰金刑
- 二 第五十九条第一号、第二号、第三号又は第四号 一億円以下の罰金刑
- 三 第六十条第一号、第二号又は第三号 三千万円以下の罰金刑
- 四 第五十九条第一号の二若しくは第三号の二、第六十条第一号の二又は前条 各本条の罰金刑

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。



第六十七条中「第六十三条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十三条 二十万円以上三億円以下の罰金刑

二 第六十四条第一号の二（第四十五条の規定に係る部分に限る。）、第八号（労働者供給事業の停止の命令に係る部分に限る。）又は第九号（労働者供給事業を行うことに係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

三 第六十五条第七号（労働者供給事業者が違反した場合に限る。）、第八号（労働者の供給に係る部分に限る。）又は第九号（労働者の供給に係る部分に限る。） 三千万円以下の罰金刑

四 第六十四条（第一号の二（第四十五条の規定に係る部分に限る。）、第八号（労働者供給事業の停止の命令に係る部分に限る。）及び第九号（労働者供給事業を行うことに係る部分に限る。）を除く。）、第六十五条（第七号（労働者供給事業者が違反した場合に限る。）、第八号（労働者の供給に係る部分に限る。）及び第九号（労働者の供給に係る部分に限る。）を除く。）又は前条 各本条の罰金刑

（雇用保険法の一部改正）

第三条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「労働者」の下に「（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者（第三十八条第一項第三号において「派遣労働者」という。）及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者であつて、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣が定める時間数以上のものを含む。）」を加える。

第六条第一号の二を次のように改める。

一の二 削除

第三十八条第一項第二号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 短期の雇用に就く派遣労働者（前号に掲げる者を除く。）

第七十二条第一項中「第六条第一号の二」を「第四条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(一の派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「新労働者派遣法」という。)第二十四条の五の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が施行日から起算して一年を経過する日以後に開始する場合には同日、事業年度が設けられていない場合には施行日の属する年の翌年の一月一日)から適用する。

(二月以内の期間の定めのある雇用契約の禁止に関する経過措置)

第三条 新労働者派遣法第二十九条の二の規定は、この法律の施行後に締結される雇用契約について適用する。

(就業条件等の明示に関する経過措置)

第四条 新労働者派遣法第三十四条第一項第三号から第九号までの規定は、この法律の施行の際現に労働者派遣をしている派遣元事業主についても適用する。この場合において、同項中「労働者派遣をしようとす

るときは、あらかじめ」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行後速やかに」とする。

（派遣先への通知に関する経過措置）

第五条 新労働者派遣法第三十五条第一項第三号から第八号まで及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に労働者派遣をしている派遣元事業主についても適用する。この場合において、同条第一項中「労働者派遣をするときは」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

（労働組合等に対する通知に関する経過措置）

第六条 新労働者派遣法第三十九条の二の規定は、この法律の施行の際現に労働者派遣の役務の提供を受けている派遣先についても適用する。この場合において、同条中「労働者派遣の役務の提供を受けるときは」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

（未払賃金に関する責任に関する経過措置）

第七条 新労働者派遣法第四十条の七の規定は、施行日以後の労働に係る賃金について適用する。

(健康保険の保険料等に関する責任に関する経過措置)

第八条 新労働者派遣法第四十条の八の規定は、施行日以後に労働させた期間に係る保険料等について適用する。

(派遣労働者に対する安全衛生教育に関する経過措置)

第九条 新労働者派遣法第四十条の九(新労働者派遣法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に労働者派遣の役務の提供を受けている派遣先についても適用する。この場合において、新労働者派遣法第四十条の九中「派遣労働者を受け入れたときは」とあるのは、「現に受け入れている派遣労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行っていないときは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行後速やかに」とする。

(定期健康診断等の代行に関する経過措置)

第十条 新労働者派遣法第四十条の十の規定は、施行日以後派遣元事業主が労働安全衛生法(昭和四十七年

法律第五十七号) 第六十六条第一項の規定に違反して健康診断を行っていない場合について適用する。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新労働者派遣法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第六項中「第二章第二節第二款」の下に、「第二十四条の五、第二十九条の二」を加える。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十四条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)の一部を次のように改

正する。

第四十四条中「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第二十四条の五第一項」に改め、同条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「第三十九条」を「第三十九条第二項」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(雇用保険の被保険者資格の取得に関する経過措置)」を付する。

附則第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

附則第三十七条中「前二条」を「附則第三十五条」に改める。





## 理由

労働者派遣事業の適正な運営の確保、派遣労働者の就業条件の改善等を図るため、派遣労働者に係る二月以内の期間の定めのある雇用契約の禁止、未払賃金に関する派遣先の責任の導入、年次有給休暇の取得及び育児休業等を理由とする派遣先による不利益取扱いの禁止等の派遣先の責任の強化、専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われる労働者派遣事業に対する規制の徹底、派遣元事業主の事業運営に関する情報の公開、罰則の強化、雇用保険の適用対象者の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、求職者給付に要する費用の国庫負担分として平年度最大約百億円の見込みである。